

償還猶予の要件

ご相談をお聞きした上で要件に該当する場合は、必要書類等についてご案内致します。

- ①地震や火災などにより被災した場合
- ②病気療養中の場合
- ③失業または離職中の場合
- ④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還（返済）猶予を受けている場合
- ⑤自立相談支援機関にて相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合
- ⑥都道府県社会福祉協議会会長が①～⑤と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認められる場合

償還免除について

非課税世帯、生活保護受給世帯以外でも免除になることがあります。

【償還開始以後、生活保護を受給した場合】

償還免除額	全額 ※すでに償還した金額は免除対象外
-------	---------------------

【償還開始以後、精神保健福祉手帳（1級）または身体障がい者手帳（1級または2級）、療育手帳（重度「A など」の交付を受けている場合】

償還免除額	全額 ※すでに償還した金額は免除対象外
-------	---------------------

※上記以外でもお困りごとがあれば、ご相談ください

